

## 委員長報告書

総務委員会は、平成 29 年 11 月 13 日（月）、14 日（火）の 2 日間 福井県鯖江市において 鯖江市市民活動によるまちづくり推進条例・鯖江市民主役条例について、同県越前市において 越前市自治基本条例について、視察研修を行いました。

以下その概要について報告します。

### 記

鯖江市	市制施行	昭和 30 年 1 月 15 日
	人口	68,373 人
	世帯数	23,207 世帯
		(平成 29 年 9 月 30 日現在)
	面積	84.59 k m <sup>2</sup>

鯖江市は、県庁所在地である福井市と工業集積の高い越前市の中間に位置し、両市と鉄道、道路により連結しているという立地条件にも恵まれ、早い段階で都市のインフラや公共施設の整備が進み、住みやすく、働きやすい環境の下で、市制施行以来、現在でも人口が増加している。

産業面では、眼鏡、繊維、漆器の三大地場産業を中心とする、ものづくりのまちである。眼鏡は、鯖江市を中心に国内製造シェア 96%を占める日本一のフレーム産地であり、国の伝統的工芸品である越前漆器は 1500 年の伝統をくみ、業務用漆器は国内シェア 80%を占めている。

行政面では、オープンデータを活用した「データシティ鯖江」、女子高校生の視点によるまちづくりプロジェクト「鯖江市役所 JK 課」、クラウドファンディング「FAAVO（ファーボ）さばえ」の運営など、地域活性化に向けた新たな自治体モデルに取り組んでいる。

### 【鯖江市市民活動によるまちづくり推進条例・鯖江市民主役条例について】

#### 1. 鯖江市の特徴

##### (1) 学生連携

市内に大学はないが、多くの大学と協定を締結。学生の提案は、どんな提案であっても、具現化できるのかを必ず全部協議する。

…担当課の業務負担は増えるが、この方針を貫く。

(2) ITによるオープンデータ

IT企業とコラボし、市のオープンデータを活用しアプリ開発。

…決して利用者は多くないが、取り組むことが重要。

(3) 市民主役

居場所と出番の創造、市民一人一人が主役のまちづくり。

○鯖江には鯖江を愛するまちづくりのプロがたくさんいる。

⇒なぜ、鯖江を愛し、まちづくりを行う大人が多いのか。

○1995年に世界体操競技選手権が鯖江市で開催。アジアで初開催、かつ人口20万人未満の都市で初の開催であった。

市役所職員や県職員の力だけで開催できるはずもなく、すべて市民の力を得ながら開催した。無償ボランティアにより、会場係、駐車場係、受付係、レセプション係、通訳を行い、また各地区が各国の応援団となった。

10日間で述べ3万人のボランティアを動員。

これが、市民の自信につながり、市民ボランティアの時代を迎える。

⇒市民活動の拠点が欲しいとの声が高まる。

⇒平成11年に図書館建設に伴い古い図書館を鯖江市民活動交流センターとして開設。公設民営型（当時の市長は、「職員は出さない、市民の方が管理するならいい。」とした。指定管理者制度は平成15年からなので、早くに市民主役に取り組んでいた。）

⇒このセンターに集まった市民の方々が条例を作成（市長でも、議会でもなく、市民自らによるもの）。

※市民ワークショップで策定し、市長に提言。

## 2. 市民活動によるまちづくり推進条例（平成15年10月）

(1) 市民活動によるまちづくり推進条例（以下、まちづくり推進条例）

まちづくりにおける市民・市民団体・事業者・市の役割を定めた。

同時に市民活動をさらに育成するための施策を実施した。

(2) 市の市民活動支援策

〈市民活動の育成〉

- ・市民活動人材養成講座
- ・コミュニティビジネス講座
- ・NPO法人育成支援事業…設立手続きに際し4万円
- ・NPO法人推進施設の整備…法人が設立されると、年間10万円を2年間
- ・まちづくり基金事業制度

…市民活動団体からの提案に基づき、補助金交付。

10～30万円の補助金。予算総計150万円。

例：来訪者おもてなし事業、花火大会

〈協働の推進〉

・市民協働推進会議

○2年に一度市に提言。区長・自治会制度のあり方に関する意見。

イベントが多く、集約するべきとの意見。防災訓練に関する意見。

○市民協働パイロット事業（現在4事業、あまり多くない）の評価。

…提言を行うことが主な目的になっている。

・協働コーディネーター

・協働型契約（パートナーシップ協定）

〈行政側の意識改革〉

・協働に関する啓発・職員研修

・まちづくりサポーター

…百聞百見事業

若手職員が市民団体に入り込んで活動し、まちづくりを体験する。

毎年40～50人が参加、約10グループに分かれる。

派遣先の協働団体は、青年会議所、眼鏡工業組合青年部、ボランティア団体、動物園友の会、JK課など様々。

例：さば cans…福島の子どものための夏休み一時保養事業

日野川に砂れき川原を取り戻す会

### 3. 鯖江市民主役条例（平成22年4月）

#### （1）鯖江市民主役条例（以下、市民主役条例）

当時の国の大きな動きをうけ、地域主権の流れ、市民ニーズの多様化・複雑化、限られた財源・人員といったことに対してこれまでの「市民協働」やまちづくり推進条例では対応できない。ならば市民が主役となって（市長は、「市民が株主となって」と表現する）動けるような理念条例の作成の動きになった。

市が主役条例策定委員会を立ち上げ、市民公募も行い、2ヶ月間で作成。

「市民協働」から「市民主役」へ方向転換する。

〈基本理念〉まちづくりの主役は市民である。

まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえる。

※条文では「わたしたちは、…」と表現している。これは「市民と市は」の意味であるが、両者を区別する必要がないという策定委員会の強い意思であ

った。法制担当は当初は否定的だった。

## (2) 鯖江市民主役条例推進委員会の発足

条例制定だけではなく、条例を推進する委員会が必要との考えから策定委員会の一部の委員により発足。市民の力だけでは無理があるので、市と七夕協定を結ぶ。協定では、条例推進委員会と市の関係や役割分担、相互協力を定めた。委員会は年 30 回ほど開催する。

- ・地域自治部会
- ・市民参画部会
- ・さばえブランド部会
- ・若者部会（途中から）：11 人で発足し、現在 46 人。

<市長へ提言> 3 回（H22、H24、H28）行っている。

### ○主な提言内容

- ・提案型市民主役事業化制度（市民参画部会の提案）

市が行う公共的な事業（事務事業 800）のうち、市民が自ら行った方がよいと思われる 100 の事業について、提案を募集し、市が実施可能か判断し、審査会の審査を経て市民に委託する。財源はもともと所管課の事業費としてついていた予算から。現在、51 事業。

例：

- ・まちかど歴史浪漫コンサート（市民参画部会の提案）

文化財で行うコンサートで、市よりコンサートを得意とする市民に行ってもらおう。参加者は 100 人から 200 人増加。無料から有料（1,500 円）に変更した。

※いわゆる外部委託・アウトソーシングではなく、市が行うより市民により行っていただく。アウトソーシングを行っている自治体があるが、現在、年 3 事業程度。市民主役というより、事業費用削減、職員削減を念頭においており、なかなか浸透しなかった。また、主に企業に委託していたが、鯖江は市民団体に行ってもらおう。

- ・市民まちづくり応援団養成講座（地域自治部会の提案）

地域づくりのコーディネーターの養成を目的とし、市内 10 地区に講師を招いて、まちづくりをやってみたい人を対象に講座を行う。参加者がグループをつくり、翌年度まちづくりをするならば年間 10 万円の補助金を 2 年間支出する。

## (3) 融和と協働のまちづくり事業交付金

町内会のまちづくり活性化を目的とし、平成 12 年から様々な補助金メニュー（看板設置など）をひとまとめにして交付金化し、自分の地域にあつ

たまちづくりに活用できるようにした。オリジナルのまちづくりを可能とした。

平成29年度では、連合会2,900万円、10地区2,400万円、154町内会1,600万円、など総計7,700万円。分配については、均等割、人口割などを内規で定めている。

#### (4) 鯖江市役所 JK 課 (平成 24 年)

市民主役条例の認知度は約 2 割。鯖江を愛する人は多いが、まちづくりに関心がない人も多い。

⇒まちづくりに関心が少ない市民(女性町内会長は 1 人、)その代表格といえる女子高生(女性で若者)を巻き込むことができれば、もっといろんな世代を巻き込めるのではないか。

女子高生が自由な環境下で活動すれば、予想外の化学反応が生まれるのではないか。

○提案者である大学教授の旅費と研究費用 100 万円を当初予算化

⇒新聞報道をきっかけに誹謗中傷 1 週間で約 100 件。ほとんどが市外県外からのクレームだった。一方で地域からは応援したいという声もあった。鯖江なのに女子高生がメガネをかけていない、PR して欲しい、という思いからメガネを眼鏡協会が寄付。スイーツづくり 20 万円も市民団体が寄付。

※JK 課の活動に予算は計上していなかったが、クラウドファンディング (FAAVO さばえ) で資金を集め、初年度は目標 50 万円に対し 75 万円、翌年 50 万円に対し、55 万円集まった。

○増田レポート(平成 24 年)…2040 年地方の 20~30 代の女性が半減する。鯖江市も女子高生の 3 割が鯖江から転出しており、戻ってくるのはそのうちの 3 割。転出は止められないが、まちづくりの経験をもとに、郷土愛の醸成や他所で鯖江のことを発言してもらうことが重要である。

○JK 課(平成 24 年)は初年度 2 校 13 人。県教委の協力が得られず、高専 12 人と県立高校から 1 人。現在 7 校 45 人。まちづくりというよりも、何か楽しいことをやってみたいという感じであり、大人たちの間に高校生が入り込んでいる。ゴミ拾いやオリジナルスイーツづくりなどを行う。

〈多世代波及〉

①OC 課(平成 24 年)おばちゃん課 20 人でスタートし、現在 38 人。

JK 課がスタートして 2 ヶ月後、JK 課を下支えしていた方を中心に設立。会議を開かず、Facebook でやり取りしている。

②男子高校生(平成 25 年)。JK 課 OG グループ SAN に入り込む形で参加する。

③JS&DS 課（平成 26 年）小学生。

④若者部会（市民主役条例推進委員会）SAN、卒業生が参加。

#### 4. 全体として

市民協働の実施に伴う予算について、まちづくり基金制度 150 万円を予算化しているが、市民主役事業は従来からある所管課の事業費をもって委託している。市民団体の持ち出しもあるかもしれないが、クラウドファンディング（FAAVO さばえ）を市民団体も活用して資金集めをしている。

市職員数は類似団体の比較では最も少ないが、市民主役条例の推進により少ない人数でも市政運営できるようになったというわけではない。ずっと以前から職員数が少なく、合併を経験していないことから少ないままできたのが現状である。しかし、市民主役条例の推進により、本来、市民ニーズがあっても市が実施できなかった事業が実施できるようになったと考えている。また、市民主役事業により職員数を減らした部署はある。

越 前 市	市制施行	平成 17 年 10 月 1 日
	人 口	83,184 人
	世 帯 数	30,053 世帯
		(平成 29 年 10 月 1 日現在)
	面 積	230.70 k m <sup>2</sup>

越前市は福井県嶺北地方の中南部に位置し、電子・機械・化学・繊維工業が盛んである。平成 35 年春頃に北陸新幹線が敦賀市まで延伸し、東部に南越駅（仮称）が設置される予定である。越前和紙や越前打刃物、越前筆筒が経済産業大臣指定の伝統的工芸品である。

## 【越前市自治基本条例について】

### 1. 越前市の概要

平成 17 年 10 月に武生市と今立町が合併。現在、小学校 17 校、地区公民館 17 館、町内数 254。

### 2. 地域自治振興事業の創設

#### (1) 経緯

旧武生市の時代から地域のコミュニティ活動を担ってきたのは、町内会の区長や、公民館、各種団体長の連携により組織された「明るい町づくり協議会」（通称：明まち）であった。しかし、時代の流れにより活動の中心となっていた青年団や女性会、壮年会などの組織力が低下して、同時にまちづくりの活力が低下しつつあった。こうしたなか、平成 15 年に区長会連合会から、これからの地域自治の重要性と自立した地域自治会のあり方の提案がなされた。市はこれを受け、平成 16 年 3 月 25 日に地域自治振興条例を制定。同時に「明まち」からまちづくりの趣旨を引き継ぎ、体制をより強化した組織として、平成 16 年 4 月に「自治振興会」を設立した。この組織と協働のまちづくりを進めるため平成 16 年 9 月に「自治基本条例」を制定した。

### 3. 自治基本条例の制定

#### (1) 内容

「まちの憲法」といわれるもので、これまで行政だけが担ってきた事業を市民と協働することにより、市民の柔軟性や専門性を活かした手法を取り入れ、行政だけでは対応できない新しい公共サービスが生まれることを期待し制定した。平成 19 年策定の総合計画でも、基本理念に自立と協働が

うたわれているが、協働とは何か、協働をすすめるためにどうしたらいいか、明確ではなかった。誰が、何を、どのように行うのかを具体的に解説した手順書として、平成20年、「協働ガイドライン2008年度版」を策定した。

## (2) 自治組織の一つである地区組織

小学校区単位を単位とした組織。17地区あり、ほとんどの地区で小学校の近くに公民館があり、地域の拠点となっている。区割りは昔の町や村だったので、歴史的な結びつきが強く、特性を活かす事業を行うのが最適だと考えられる。面積や地区内人口で大きく差があり、①中心市街地、②周辺市街地、③農村地域、④中山間地域の4つに区別できる。

〈特性と課題〉

### ①中心市街地：

かつて越前国府として栄え、歴史と文化が息づいている。行政や商業の中心としても栄えてきた。しかし、周辺市街地の人口流出が激しく、山間部と同様高齢化率が上昇、空き家、空き店舗が増加し、地域活力の低下が叫ばれており、再活性化に向けた事業が盛んに行われている。

### ②周辺市街地：

幹線道路沿いに発展し、人口は微増傾向にある。工場の誘致や郊外型大型店舗の進出が進んでおり、新興住宅地も増加し、活気がある。農地の部分的な開発による都市計画上の問題や、以前からの住人と新たな住人との間の確執、市民融和のためのふれあい事業を行っている。

### ③農村地域：

のどかな田園風景が広がる自然豊かな地域、伝統産業や伝統文化が息づいている。農家のほとんどは兼業農家で、昼間は外に働きにでている。昼間の人口が減少するので、防犯や防災の体制の問題がある。農業だけでなく伝統産業の担い手も不足しており、地域の伝統文化を再発見するような事業が盛んである。

### ④中山間地域：

周りを山々に囲まれた自然豊かな地域だが、深刻な過疎化が進んでいる地域である。若い世代の転出が多く、農村地域と同様、壮年世代は日中は働きに出てしまうので、昼間残っているのは高齢者のみの状態である。地域活動の担い手が圧倒的に不足している。しかし、自然の宝庫なので、コウノトリのような希少生物が生息していたり、里山の魅力にあふれている。グリーンツーリズム事業や自然体験事業などを行って、地区外の人々との

交流をたくさん行っている。

※特性や課題が違うため、従来の一律な事業では対応できないことが多く、自治振興事業を始めたきっかけともなっている。

### (3) 地域自治振興事業の概要

#### 「自治振興会」

事業の実施主体の自治振興会は小学校区単位を単位とした組織で公民館を拠点としている。会則や各種規則を整え、健全な運営をすることが義務付けられている。また、3年に一度地域自治振興計画を策定し、事業計画を考える。振興会は市からの交付金と自己財源を合わせて予算を執行し、事業を行っている。自己財源には地区会費、補助金、事業収入がある。

#### 「地域自治振興計画」

それぞれの地域課題について、住民が自ら課題解決のための事業プランを作る。計画策定にはワークショップやアンケートを行い、課題を再認識するきっかけにもなっている。この時に実施した事業の満足度調査も行う。地域のお宝や大事なものを掘り起こし計画に盛り込むこともある。地区にあった組織体制や事務局規定も併せてつくる。

#### 「地域自治振興事業」

交付金と自主財源で行う。交付金は370～1,000万円。

以下の3つは実施できない。①政治・宗教に関する事業（区長が行う）、②市の施策に反する事業、③地区内各種団体の運営費を援助すること（事業による支援はできます）

#### 「交付金の内容」

##### ①基礎事業

- (ア) 事務局費：一律150万円
- (イ) 防犯灯電気料補助：半年分
- (ウ) 狭隘道路除雪事業
- (エ) 社会教育講座事業

②協働事業 行政と振興会の協働を推進するため、均等割、人口割、面積割で地区ごとに算定している。

- (1) 地域の課題を解決するために新たに市と協働して取り組む事業
- (2) 地区がこれまで実施してきた地域自治振興の目的に沿った事業

- (3) 地区住民のふれあいを目的とした創意と工夫によるソフト事業
  - (4) 地区の創意と工夫による拠点整備事業
  - (5) 地区の伝統と歴史を受け継ぐための事業
  - (6) 市全域を対象とした行事に地区が参加する事業
- ③特別事業 より積極的な取り組みを促すため、振興会がプランを作成し、審査会でプレゼンし、決定されたら交付される。29年度は6地区が実施。
- (1) 地域の特性を活かす整備事業
  - (2) 地域の特性を活かすソフト事業
  - (3) 継続して実施している協働事業で、当年度に限り企画を拡充して実施する事業
  - (4) LED防犯灯設置事業

#### 「交付金のルール」

- ①自己財源は2割以上、②繰越金は全体の1/5以内、超えると翌年の交付金減額、③未実施事業は翌年の交付金減額

#### 「自治振興会の組織」

地区の住民全員が加入し、各事業に参加できる。振興計画は、総会において代議員により審議決定される。各事業内容は、町内や団体から選出された専門部会の部員が企画立案する。理事会は、町内の区長や専門部会の部長で構成される。振興会の会長は、区長から選出される。

※区長の振興会への関わり方は、①区長が振興会の理事になり、会の意思決定に参加する。②区長だけの部会をつくり、町内会に関する事業を企画実施する、③区長会や区長連絡会が振興会内にあり、町内会に関する事業を実施する。

※交付金等の事務処理は事務局長が行うが、負担が大きい。事務局長は市職員OBが就任している例がある。公民館館長と事務局長を兼ねる例もある。なお、自治振興会を束ねる自治連合会の事務総長は総務担当部長のOBが就任している。

#### 「自治振興会の市の支援体制」

公民館主事を「地域支援主事」に併任し、振興会の事務支援や事業の企画実施の補助を業務とする（公民館において臨時職員である館長とは別に、正規職員2名を配置している）。また、地域の課題に対する市担当課との連絡・調整する役を担う「地域支援員」4人を市民自治推進課に配置した（1人4

地区程度を担当)。

「自治振興会の実施事業の例」

- ①地区広報：広報紙の発行
- ②防災・防犯・交通安全：防災訓練、こども見守り隊、防犯パトロール、防犯灯設置（行政のできる範囲に限りがあり、地域で担っていただくべきところが非常に大きい事業である）
- ③環境・美化・農林里山：雪どけクリーンキャンペーン、河川の一斉清掃、ごみカレンダー立て看板の製作、不法投棄防止パトロール
- ④高齢者・地域福祉：福祉連絡会、ふれあい型の食事サービス、ふれあいきいきサロン、三世代交流会
- ⑤子ども・青少年育成：子育てサロン、合宿通学（公民館に宿泊し通学する）、地区の体育祭、健康祭
- ⑥地域ふれあい交流：納涼祭、文化祭、各地区の特色を活かした祭
- ⑦地域整備管理：セミハード事業（道路の改修）、ゴミステーションの設置、観光施設の整備、登山道の整備

「自治振興事業の課題」

- ①公共的な事業は行政が行うものという住民意識が強く、住民の関心が少し低い。
- ②地域のリーダーとなる人づくりの体制が出来ていないため、若者や女性の参加率が低い。

「市民自治推進委員会について」

自治基本条例に基づく組織で現在7人、協働の推進について審議・提言を行う。委員長は、市民協働推進会議の座長を務める。推進会議は、協働事業の成果検証、ガイドラインの普及及び改正案の作成を行い、現在9人。推進会議のメンバーは、協働コーディネーター・アドバイザーとなり、協働事業化への協議を行うパートナーテーブルに同席し、意見を述べていただく。

#### 4. 条例制定に対する評価

自治基本条例が制定したことにより何かは激変するものではない。ただし、市民、議会、行政との間で、それぞれの責務、自治の基本理念を共有することが大きな意味であると考えている。市民の責務や権利を明確にすることで、住民の自治に関する意識が高まるということが評価できる。自

治振興事業のように市民が主体的に考えて行動し、身近な課題を自ら解決するという自治の仕組みができたと考えている。市民が参画する仕組みが整えられて市民の意見が反映された、開かれた行政運営が可能となる。市の施策や各種計画、制度が住民自治の視点から体系化されることにより、総合的な住民主体の取り組みが促進されることになる。以上の点が評価として挙げられていた。

また、市民協働の推進により事務負担が軽減された、というような感想は職員から聞いていない。ただし、業務内容が増加、多様化するなかで、職員数については、平成17年合併時の740人から現在600人と減少している。

以上

なお、詳細については、議会事務局に資料を保管していますので、ご覧ください。